第32回甲府地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成31年3月5日 午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(地方裁判所委員 五十音順)

河原委員, 久津間委員, 小林委員, 清水委員, 杉森委員, 平嶋委員, 細田委員 (委員長), 丸山委員,

(甲府地方裁判所)

岡崎民事首席書記官, 更科刑事首席書記官, 武田刑事訟廷管理官, 枦山主任書記官, 望月事務局長, 本田事務局次長, 関塚総務課長, 石丸総務課長, 中島総務課長補佐(書記)

4 議事等

別紙議事の概要に記載のとおり

5 次回委員会の期日等について

次回地家裁委員会は、10月15日から11月29日の間に実施する予定である。

(別紙)

議事の概要

(発言者 ■:委員長,○:委員,□:説明者)

1 新任委員の挨拶

2 裁判員制度について

丸山委員から裁判員選任手続から判決宣告に至るまでの手続についての説明があった。

3 裁判員制度の10年について

細田委員から裁判員制度施行10年を迎えるに当たり、これまでの裁判員裁判対象事件数、裁判員候補者名簿に登載された人数、実際に裁判員等に選任された人数、辞退率・選任期日出席率等の推移、裁判員等経験者に対するアンケート調査結果及び裁判員制度の運用に関する意識調査結果の説明があった。

4 質疑応答・意見交換

- 裁判員制度10年を迎えることになるが、甲府の裁判所で一番の課題と考えられることは何か。また、辞退率の推移の関係で、正当な事由がある場合はやむを得ないかもしれないが、山梨の辞退率の推移が全国の推移と比べ変動が大きい要因が分かれば教えていただきたい。
- □ 辞退率との関係では、全国でも山梨県でも増加をしている傾向にあることは 否めない。事情がある方に無理をしていただくことはできないが、より多様な、 山梨県の多くの方にできる限り参加していただくことが一番の課題だと認識 している。
- 検察庁として特段これが大きな課題だと認識していることはないが、全国的な話として、意識調査結果にある「刑事裁判に参加するとした場合、心配や支障となるもの」の「遺体写真などの証拠を見ることに不安」という点について、必要性の高くない遺体写真を立証に使うことは控えようというのは理解しているが、立証上どうしても必要な場合が存在するのではないか、そういった場

合に遺体写真を立証で避け過ぎることは実体的真実から離れた証拠関係、事実 にならないかということに危惧感を持っている。

- 裁判員経験者のアンケート結果の「審理の内容のわかりやすさ」という項目で、裁判官、検察官は「わかりやすかった」が多いところ、弁護人の「わかりやすかった」が低調である点は課題である。制度施行後10年間の県内の裁判員裁判の件数が100件弱であり、携わることができた弁護士が少ないので、組織的に対応している検察庁とは差が出てくるのではないか。また、検察官の主張する筋書きとは別の筋書きを主張するという弁護活動は難しく、裁判員が持っているイメージと弁護人の認識にずれがあると感じている。また弁護人が集中して研修する機会が検察庁と比べて少ないことも弁護士会の課題だと認識している。
- 裁判員制度の運用に関する意識調査結果のうち、「裁判や司法への興味・関心」という項目等を見るにつけ、司法への関心が増加していないことに危機感を持たないといけないと感じている。
- 甲府の裁判所において、辞退率が74%近くになっているが、どのような支障や心配があり、問題が生じるのか。また、それを避けるためにどのようなことに力を注いでいるのか。
- 経済情勢と辞退率の相関性が高いが、山梨県の経済構造をも踏まえ、辞退を認めなくてはいけない事情があれば辞退を認めていくという意味では経済情勢に応じて辞退を認められる方が多くなっていくと言える部分があると思う。一方で、期間が長くなるとそれだけ参加できない方が増えてくるという要因もあるだろう。司法への関心が高まり、一生懸命代替者を探してでも参加したいという意欲が湧くような状況を作っていけば、出席者も増えていくのではないかと考えている。どのように広報していけば山梨県の人々に響いていくのかについて意見をいただきたい。
- □ 辞退率が近年急上昇しているが、山梨県では、裁判員裁判の件数自体がそれ

ほど多くないために一件でも特殊要因があると上にぶれてしまうところがある。平成28年には保険金殺人事件の共犯者数人の裁判,平成29年にはその事件の主犯格の裁判,平成30年には強盗殺人,強盗致死の事件が数件あり,いずれも共犯者や証人が多く審理日数が長いなど,母数が少ない中に特殊な事件が存在しているという面もあると思うので,今後の推移を見ていきたいと考えている。

- 「裁判員制度」というパンフレットの対象者は誰か。
- □ 裁判員候補者の通知等に同封するものではなく、一般広報用の資料である。
- これが一般の人向けのパンフレットであることが不思議である。裁判員制度が国民に理解されない、その根本原因はその重要性が国民に伝わっていないところにある。裁判員制度は国民のボトムアップで導入された制度ではないため、多くの国民からすれば余計な手間とお金をかけてなぜ実施しなければならないかということを理解、納得しているテーマではない。裁判員制度の必要性を伝えることが第一だと思うが、このパンフレットには裁判員制度の必要性が3行書いてあるのみで、それ以外は全て手続論しか書いていない。本当に裁判員制度がいいものであれば、裁判員制度導入で、裁判官、検察官及び弁護士の意識がどう変化し、裁判がどう変化したのかが先に来て、その後に裁判員経験者のアンケートでもこんないい結果になっているという順番になるべきであり、そうでないとその重要性は理解してもらえず、裁判員制度に自分の仕事を犠牲にしてまで参加したいとは思わないだろうという感想である。
- 裁判員裁判に携わってみて裁判所自身の意識がどのように変わっていった かを訪問説明会で説明している。今回の話を伺い、裁判がどう変わったかを何 らかの方法で形にして訴えるべきだと感じた。
- 10年目のパンフレットであれば、10年経過してどう変わったのか、どんないいことがあったのかを伝わるような内容にしていかなければならないのではないか。手続論は選ばれるときに説明を受ければ足り、裁判員制度が始ま

- って裁判の現場が少し良くなっているということを実感できるようにすればいいのではないかと思う。
- 最高裁においても、本年度から裁判員の感想を前面に出したポスターを作成して各地に配布している。実際の裁判員経験者の感想を出していくことは大切であり、それ以外にどういったメリットをアピールしていくかということを検討していく必要があると感じた。
- 中小企業の経営者として、経済情勢、雇用情勢との連動というのは非常に顕著であると感じ、今は雇用不足で新卒だけでなく中途採用もままならない状況で現場は手一杯でやっているのが現状である。そんな中で、従業員が裁判員に選ばれたと相談に来た際に、参加する意味を社会が共通して持っていないと難しいと思う。ひとつは経営者の理解、あとは経営者以外の職場の理解という意味でも、できれば中小企業の経営者を集めて、参加する意味をダイレクトに伝える場を設けたらいかがか。また、学校教育において、選挙と同じように、裁判員に選ばれたら基本的には参加するものだということを若い人に向けて発信していくことが遠回りのようだけど大事なことなのではないか。
- 学校における法教育との意見が出たが、検察庁や弁護士会ではどのような活動をされているか教えていただきたい。
- 検察庁では、小学校、中学校、高校に出向いて説明会や生徒が地方検察庁を 訪問した際の見学等を実施しており、その際に裁判員裁判の広報を行ってい る。検察官からの見方になるが、全国の各地方検察庁で、見学等の場面で裁判 員制度の理解に向けた活動を若い人たちに向けて実施していると聞いており、 甲府でも実施している。
- 弁護士会では、高校生等から申込みがあれば出前授業を実施し、法教育に関する委員会では、翌年4月からの授業計画を立てる時期に先生達に働きかけて 実施可能な時期の出前授業を企画している。また、法テラスでは平成18年から法教育を中心テーマとしていた時期があり、法教育をテーマに全国各地でシ

ンポジウムをやっていたと思う。

- 裁判所には、法廷見学に学校単位で来ることが多く、山梨県は非常に頼もしいと思っており、小中学校の校長会においても裁判員制度をアピールさせていただいた。また、裁判所としても中小企業の経営者にダイレクトに伝えられる機会があると非常にありがたいと思っているし、現に力を入れているところである。送り出す経営者にどのようなメリットを感じていただけるかということを分析してみると、裁判員経験者のアンケート結果にある自由記載を参考にして、いくつかに整理できるのではないかと考えている。
- 控訴等の後に量刑の変化があるのか、今まで裁判員裁判ではない裁判で出た 量刑と裁判員裁判で出た量刑は違うのかを知りたい。結果として量刑に変化が あるのかというところまで分からないと、いったい何のために参加したのかと いう疑問があり、一般の人の意見がきちんと裁判官に伝わり、量刑に反映され るのかということを分かりやすく知りたいので、その部分を理解できるように パンフレットの中で書かれているといいと思う。是非一人でも多くの方に裁判 員に参加していただくために、最終的な量刑のところまでアピールしてはどう かと思う。
- □ 控訴により量刑がどのくらい変わったかについて、手元に資料はないが、裁判官だけで裁判をしていたときよりも裁判員裁判の方が、控訴審で結論が変わる割合はかなり低いというのが実情である。ただし、変わった場合に報道される割合が多いので、統計的には裁判員になって控訴審で変わることは少なくなったが、結論が変わるという印象を持つ方が多い。実際に裁判員等を経験された方の中にも、控訴審で判断を覆されることへの不安を漏らす方がおり、その場合は説明をしているが、裁判所でも控訴されても結論が変更されることは少ないということを広報していかなければいけないと思った。
- 量刑の変化について、手元にデータはないが、たしかに裁判員が入ってそれ までの裁判官裁判と大きな量刑の変化がない分野も結構多いが、大きく変化し

た分野もある。

- これまでの意見交換を聞き、裁判員経験者のアンケート結果をあまり強調しすぎるのはちょっと違うのではないかと思った。たしかに裁判員としていい経験をしたというのはそのとおりだとは思うが、このアンケート結果は、人間は時間を使ったことには有意義であったと思いやすい、裁判所に対して答えているアンケートである、そもそも多くの人が断った中で残った人が裁判員裁判をやっているという大きなバイアスが3つかかっているという事実がある。多くの人が、9割以上の人がよかったというアンケート結果にこのような3つのバイアスがかかっていることを大きく意識していないにもかかわらず、その結果が強調されるのは少し違う方向になると感じた。
- アンケートの結果は、私たちが裁判員と評議を共にする中で実感できるところであり、一緒にやっている間柄だからこそ、そう感じるのかもしれないので、 注意していかなければいけないと思う。
- 裁判員裁判にメリットはあるのだと思うが、本当にコストに見合ったメリットがあるのか。メリットがあるのは間違いないが、社会的にも個人的にもコストを払うことになるところ、コストを払っただけのメリットがあるのかを多くの国民は定量的に評価できないから、参加した方がいいのかどうかを悩んでいるのではないかと感じている。だからこそ、制度導入で、プロの法曹三者がこれだけ良くなったのだから、国民の皆さんももう少しコストを払ってもいいのではないか、ということが説得材料になるのではないか。
- 裁判員制度のメリット、デメリットという点で、検察庁や弁護士会ではどう 考えているか。
- 検察庁としてメリット、デメリットでは説明できないが、変わった点を説明 すると、裁判員制度が始まる前はプロの裁判官に分かって理解してもらえばい いという感覚があったが、基本的には一般の方が見て聞いて分かるもの、合理 的で納得がいくものを端的に示すことの重要性を非常に感じるようになった。

特に量刑について、かつての裁判例の積み重ねから抽象的に選んでいたことを、裁判員裁判の中では、検察官がなぜその求刑を選択して意見を述べるのかを分かりやすく説明する努力をしている。検察官が、裁判員に理解しやすいように思考過程を言語化し、それをきちんと伝える努力に気が付いたことで、それがひいては被告人や被害者の方の刑事裁判の理解、納得に一定程度つながっているのではないかと個人的には感じている。

- 裁判員制度の始まる前から、法曹三者で模擬裁判を繰り返し実施してどんな見せ方がいいかを協議していたと思う。弁護人側としては目をつぶれば目の前で舞台が浮かび上がるような説明をしていきたいが、争う場合、検察官の主張に対して、違う部分を指摘することで証拠を崩していくというやり方が一般的である点が難しいと感じている。法教育の面では、大多数の人が身近に感じるようになったらいい制度と言えると思うので、裁判員制度に子供の頃から教育の中で接していき、人を守るためにどんな説明ができるかを考えてもらうことを弁護士会では行っている。10年というのはただの経過点であって、まだここで完成であるとはとても思わないし、もっと司法への理解の裾野が広がって制度への理解が進めばよいと感じる。
- 二十数年前の司法制度改革審議会から、司法の国民的基盤を確立するという 大きなメッセージが出され、裁判員制度が導入されたが、それまで遠い存在だ った国民が裁判所の中で直接仕事をすることの意義は計り知れず大きいと思 っている。訪問説明会の中でも、司法に国民が直接関与できる点を説明してい るところであるが、まだ伝わっていない部分があるので、裁判所としてこれか ら理解を広げていくため広報の努力を不断に行っていきたい。